

2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付など

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。
 ※ 平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成22年度	45か所 (95.7%)	19か所 (100.0%)	26か所 (65.0%)	169か所 (21.6%)	259か所 (29.2%)
平成23年度	46か所 (97.9%)	19か所 (100.0%)	26か所 (63.4%)	176か所 (22.4%)	267か所 (29.9%)
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成28年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (189か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (74か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用助奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるように、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練の実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭等の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
 - 市町村民非課税世帯月額：100,000円
 - 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
 - 修学する期間の全期間(上限3年)

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練を新設。
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和(被保険者期間12月～6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 解雇等による離職者について、年齢や地域等の要件を満たし、積極的に求職活動を行っている場合に、給付日数を延長(60日分)

再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%～70%を支給
給付額：基本手当日額×支給残日数×60%～70%
(平成29年1月1日以降の給付率)

教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の40%を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試行雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正社員化コース
 - ②人材育成コース
 - ③処遇改善コース

- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

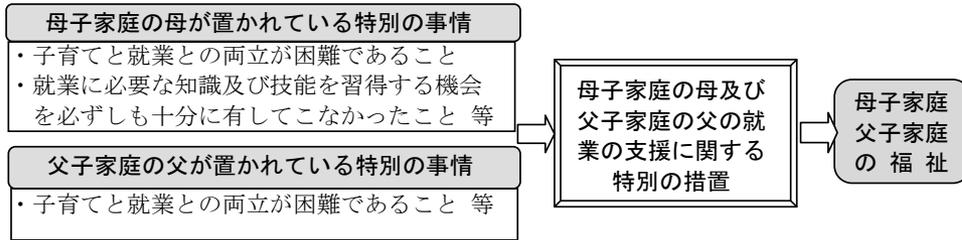
- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給<両立支援等助成金>
 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
 - 出生時両立支援助成金
 - 介護離職防止支援助成金
 - 中小企業両立支援助成金
 - ①代替要員確保コース
 - ②育休復帰支援プランコース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

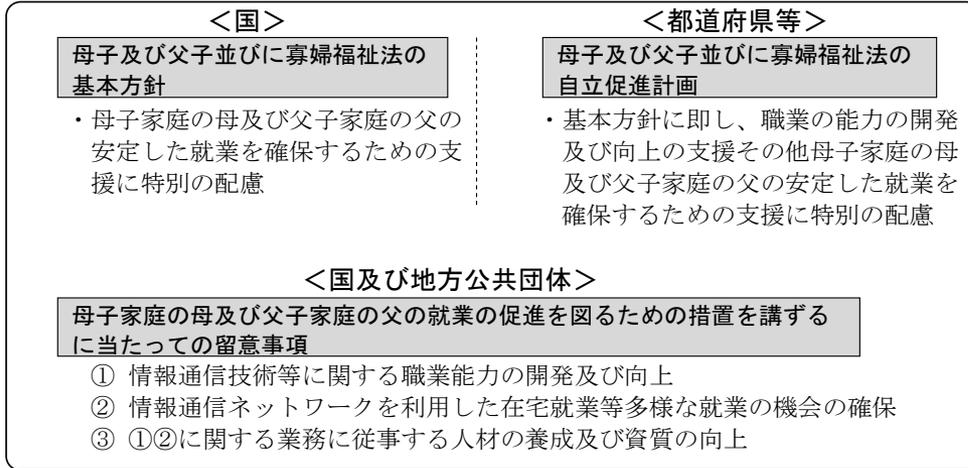
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

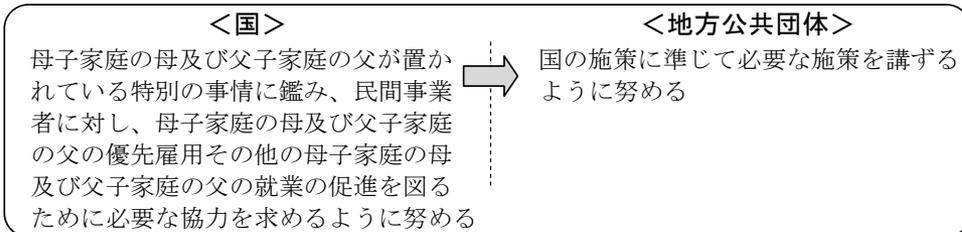
1. 目的



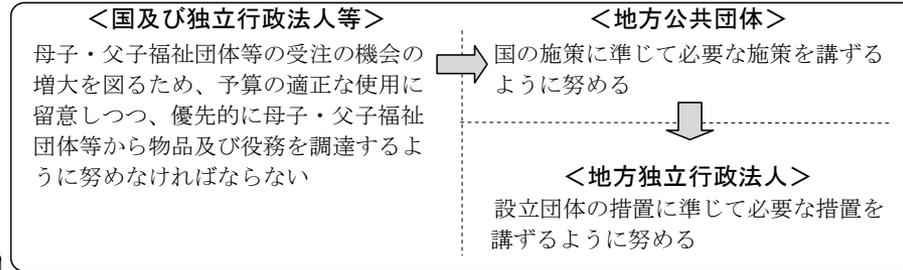
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において